答弁書第七七号

内閣参質一八五第七七号

平成二十五年十二月十日

内閣総理大臣　安　倍　晋　三

参　議　院　議　長　山　崎　正　昭　殿

参議院議員大野元裕君提出陸上幕僚監部運用支援・情報部別班なるものが在外で情報活動を行っていたとされる事案とその対処に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大野元裕君提出陸上幕僚監部運用支援・情報部別班なるものが在外で情報活動を行っていたとされる事案とその対処に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

お尋ねの「陸上幕僚監部運用支援・情報部別班」なる組織は、これまで自衛隊に存在したことはなく、現在も存在していない。

七について

お尋ねの「米軍と自衛隊との共同訓練ＭＩＳＴ」なる訓練は、これまで行われたことはない。

八について

お尋ねの「陸上幕僚監部運用支援・情報部所属直後に長期の休職、退職あるいは他省庁・他機関への出向となった者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、陸上幕僚監部運用支援・情報部が設置された平成十八年三月二十七日以降、同部に配属された日から一月以内に休職し、又は退職した者（退職し、他省庁等に出向した者を除く。）はいない。同部に配属された日から一月以内に他省庁等に出向した者は二十七名であり、このうち出向した日から三年以内に同部に復帰した者は十三名である。同部に配属され

た日から一月以内に他省庁等に出向し、三年以内に自衛隊に復帰した者の復帰した年ごとの人数は、平成二十年は一名、平成二十一年は二名、平成二十二年は一名、平成二十三年は一名、平成二十四年は三名、平成二十五年は六名である。また、お尋ねの「同部所属直後に海外に配転された者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同部に配属された日から一月以内に他省庁等に出向し、日本国外における勤務を命ぜられた者は、平成二十年に出向した一名である。